

東根市業務委託契約条項の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第4条 <略></p> <p>2 <略></p> <p><u>3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提供しなければならない。</u></p>	<p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第4条 <略></p> <p>2 <略></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>
<p>(意匠の実施の承諾等)</p> <p>第7条の2 <略></p> <p>2 <略></p> <p><u>3 受注者は、発注者があらかじめ本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける意思表示をしている場合には、その権利を発注者に無償で譲渡するものとする。</u></p>	<p>(意匠の実施の承諾等)</p> <p>第7条の2 <略></p> <p>2 <略></p> <p>【新設】</p>
<p>(条件変更等)</p> <p>第16条 <略></p> <p>(1)～(3) <略></p> <p>(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が<u>実際</u>と相違すること。</p> <p>(5) <略></p> <p>2、3、4、5 <略></p> <p>(業務委託料の変更方法等)</p> <p>第24条 <略></p> <p>2 <略></p>	<p>(条件変更等)</p> <p>第16条 <略></p> <p>(1)～(3) <略></p> <p>(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件<u>と実際</u>と相違すること。</p> <p>(5) <略></p> <p>2、3、4、5 <略></p> <p>(業務委託料の変更方法等)</p> <p>第24条 <略></p> <p>2 <略></p>

改正後	改正前
<p>3 この約款の規定により、<u>受注者が</u>増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p>(前払金)</p>	<p>3 この約款の規定により、<u>発注者が</u>増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p>(前払金)</p>
<p>第33条 <略></p>	<p>第33条 <略></p>
<p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p>	<p>【新設】</p>
<p><u>3</u> 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p>	<p><u>2</u> 発注者は、<u>前項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p>
<p><u>4</u> <略></p>	<p><u>3</u> <略></p>
<p><u>5</u> <略></p>	<p><u>4</u> <略></p>
<p><u>6</u> <略></p>	<p><u>5</u> <略></p>
<p><u>7</u> 発注者は、受注者が<u>第5項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(保証契約の変更)</p>	<p><u>6</u> 発注者は、受注者が<u>第4項</u>の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(保証契約の変更)</p>
<p>第34条 受注者は、<u>前条第4項</u>の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p>	<p>第34条 受注者は、<u>前条第3項</u>の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p>
<p>2 <略></p>	<p>2 <略></p>
<p><u>3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措</u></p>	<p>【新設】</p>

改正後	改正前
<p><u>置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>4</u> <略> (債務負担行為に係る契約の前金払の特則)</p> <p>第36条の3 <略> 2、3、4 <略></p> <p>5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、<u>第34条第4項</u>の規定を準用する。 (発注者の催告による解除権)</p> <p>第41条 <略> <u>(1) 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</u> (2) <略> (3) <略> (4) <略> (5) <略> (6) <略> (発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第42条 <略> (1) <略> <u>(2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。</u> (3) <略> (4) <略> (5) <略> (6) <略></p>	<p><u>3</u> <略> (債務負担行為に係る契約の前金払の特則)</p> <p>第36条の3 <略> 2、3、4 <略></p> <p>5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、<u>第34条第3項</u>の規定を準用する。 (発注者の催告による解除権)</p> <p>第41条 <略> 【新設】 (1) <略> (2) <略> (3) <略> (4) <略> (5) <略> (発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第42条 <略> (1) <略> 【新設】 (2) <略> (3) <略> (4) <略> (5) <略></p>

改正後	改正前
(7) <略> (8) <略> (9) <略> (10) <略> ア～キ <略>	(6) <略> (7) <略> (8) <略> (9) <略> ア～キ <略>